

第5回岡山県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和7年11月21日（金）午後3時05分～

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室B C

3 出席者 公益代表委員 片山 裕之
富永 優子
西田 和弘

労働者代表委員 奥山 優一
宮森 志信

使用者代表委員 石黒 和之
久山 卓也
向谷 隆

事務局 労働基準部長 政木 隆一
賃金室長 黒田 和美
賃金指導官 中本 弘一
監察監督官 諏訪 雅浩
労災補償監察官 木村 弘之

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第5回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴の申込みはありませんでした。まず、定足数について報告いたします。

本日は労働者側委員の小橋委員が欠席されておりまして、ほかの委員8名が出席されておりますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である3分の2以上、又は公労使各委員の3分の1以上の出席の条件を満たしていることを報告いたします。

本日御審議いただく付議事項の説明をさせていただきます。

(1) 特定最低賃金額審議について
でございます。

それでは部会長、よろしくお願ひいたします。

片山部会長

皆様御苦労様です。

本日は、前回に続き3回目の金額審議を行います。

始めに確認ですが、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。

ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんのがんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

初めに、岡山局の他産業の状況と他局の状況について伝達事項がありましたら、事務局からお願ひします。

黒田室長

岡山局の他部会の状況を説明させていただきます。

一般機械がプラス49円で結審しております。発効日につきましては法定発効ということです。

続きまして、他局の状況ですが、新たに結審した局はございません。

発効日について前回お伝えさせていただきましたが、本日答申をいただけたとして、異議の申出がない場合、原則で最短発効日は令和8年1月21日ということになります。以上です。

片山部会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何か質問等はございませんか。

(特になし)

片山部会長

それでは、審議を始めさせていただきます。

前回までのまとめを簡単にさせていただきます。

これまでの審議におきまして、労側からは、前々回、県最賃の引上げ額と同様にプラス 65 円の提示があり、その後、近隣県の引上げ額を踏まえてプラス 55 円の提示がありました。

前回は、業界の経営の厳しさを理解した上で、歩み寄りとしてプラス 50 円の提示、更にその後、他産別、耐火物の結審額を踏まえてプラス 48 円の提示がありました。

次に、使側からは、前々回プラス 10 円の提示があり、その理由としては、業界の景況感が悪いことなどから、早期に岡山県最低賃金と一本化する必要があるということでした。

前回は、考え方としては前々回と変わりないが、歩み寄りも必要としてプラス 20 円の提示、その後、早期の決着を目指して更に歩み寄るという観点から、プラス 25 円の提示がありました。

双方、間違いありませんか。何か補足等はありませんか。

(特になし)

片山部会長

双方から提示いただきました金額には、まだ開きがある状況です。本日も、公労・公使の二者協議とし、初めに労側から御意見をお聞きすることとしますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

事前に打合せが必要かと思いますが、お時間はどの程度必要でしょうか。

使用者側委員

15 分程度お願いします。

片山部会長

では、3 時 25 分から労側から意見をお伺いしたいと思いますので、それまで打合せをお願いします。

(各側、公益委員と個別協議実施)

片山部会長

これより公労使の全体会議を再開いたします。

先ほど、労使それぞれから金額の提示がありました。

簡単に金額と理由について説明させていただきます。

まず、労側の方からの提示としては前回と変わらずプラス 48 円の提示がございました。

根拠としましては、他部会の結審額、一般機械の49円や、耐火物の48円を踏まえると、あまり差を広げることは自動車業界自体の魅力を損なうものであること。また、県境にも自動車や部品メーカーも存在し、他県の金額との兼ね合いもあり、48円という提示がありました。

一方で、使側の方からはプラス38円の提示がありました。

歩み寄りの観点から、大幅に譲歩した一方で、県最賃への一本化の考えに変わりはなく、労側とは基本的な合意ができていると考えていること。そして、使側としては、本来であれば2年で一本化することを考えていたが、今回、労側が言わされたように、他産業の金額を踏まえ3年で一本化することを想定して、今回、プラス38円の提示がございました。

労使それぞれから御意見をいただきまして、歩み寄りの金額提示も使側の方からいただきましたが、まだまだ労使の金額には開きがあるということですので、今後の進め方についてはいかがしましょうか。

使用者側委員 労使の二者協議をさせていただければと思います。

片山部会長 労側もそれでよろしいでしょうか。

労働者側委員 はい。

片山部会長 それでは、二者協議に移りたいと思いますので、我々は退室いたします。

二者協議が終わりましたら、事務局へ御連絡いただけたらと思います。

(公益委員、事務局退室)

(労使協議終了後、公益委員、事務局入室)

片山部会長 それでは、全体会議を再開します。

では、労使協議の結果をどちらからでも構いませんので、代表して報告をお願いします。

使用者側委員 それでは、私の方から報告させていただきます。
結論から言いますと、プラス44円です。

片山部会長 全会一致ということですね。

(同意する声)

片山部会長

ありがとうございます。

今、労使双方から金額提示をいただき、44 円引上げとして、全会一致で結論を得ることができました。

なお、発効日ですが、法定発効とする場合、指定日発効とする場合、いずれかの方法となります。委員の皆さん、いかがでしょうか。法定発効でよろしいでしょうか。

(同意する声)

片山部会長

皆様の合意により効力発生日は法定発効とすることで了承されました。

それでは、この結論を会長あて報告したいと思います。

次に事務局から今後の日程などを説明してください。

黒田室長

それでは、今後の日程をお知らせいたします。

本日付で異議申出に係る公示を行います。公示期間は、12 月 8 日（月）までとなります。

また、発効日については法定発効として、最短で令和 8 年 1 月 21 日（水）となります。以上です。

片山部会長

それでは事務局で報告文（案）の準備をしてください。

黒田室長

準備の時間を 10 分ほどいただけますでしょうか。

(事務局で報告文（案）を準備、委員に配布)

片山部会長

それでは再開します。

事務局で報告文（案）を読み上げて下さい。

黒田室長

それでは、報告文（案）を読み上げさせていただきます。

(報告文（案）読み上げ)

片山部会長

皆様、この（案）のとおりでよろしいでしょうか。

(同意する声)

片山部会長

御了承ありがとうございます。

本年8月4日の第514回審議会において、全会一致の場合は最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。

では、事務局で答申文（案）を用意してください。

（事務局で答申文（案）を準備し、配布）

片山部会長

では、事務局で答申文（案）を読み上げて下さい。

黒田室長

答申文（案）を読み上げさせていただきます。

（答申文（案）読み上げ）

片山部会長

答申文（案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

片山部会長

では、この内容で（案）を取りまして、番号を付して答申することといたします。

番号は岡賃審第54号になります。

（事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認）
(部会長より基準部長へ、答申文を手交)

黒田室長

答申をいただきましたので、局長に代わりまして労働基準部長より御挨拶申し上げます。

政木基準部長

皆さん、大変お忙しいところ、3回にわたり金額審議いただきましてありがとうございました。無事に、全会一致により答申を得ることができましたので、速やかに公示等の手続を行いまして、発効してまいりたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

片山部会長

お忙しい中、皆さんの熱心な御議論をいただき、答申することができました。

そのほかに何かありませんか。

（特になし）

片山部会長

それでは、これをもちまして今年度の岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会での審議を終わらせていただきます。
委員の皆さん大変お疲れ様でした。